

本部町障害者活躍推進計画

令和2年12月1日 作成

機関名	本部町
任命権者	本部町長
計画期間	令和2年12月1日～令和7年11月30日（5年間）
本部町における障害者雇用に関する課題	本部町において、令和2年6月1日時点では法定雇用率を達成している。 今後、雇用した障害者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。
目標	
①採用に関する目標	実雇用率：各年6月1日時点 各年度：当該年6月1日時点の法定雇用率以上 参 考：令和2年6月1日時点の実雇用率 4.14% 評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 評価方法：毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、本部町総務課長を選任する。 ○令和2年度末までに、障害者雇用推進者、総務課人事担当等を構成する障害者雇用推進チームを設置し、障害者である常勤職員並びに、会計年度任用職員等に広く参画を呼びかける。 ○障害者雇用推進チームについて、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座、研修会への受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○組織内において、定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたり、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用にあたり、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は、特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。
(3)働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修や向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○年1回の定期的な面談の設定及び必要に応じ随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等など障害者支援に係る取組を進める。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により、障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備、通院への配慮や働き方等の取組を行う。 ○本人が希望する場合は、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障害者の活躍の場の拡大を推進する。